

宮崎県北部広域行政事務組合 (延岡市・日向市・東臼杵・西臼杵) ETC 車載器設置費補助事業のお知らせ

東九州道等の利用を促進し、物流の効率化を図り、圏域の経済発展に寄与するよう、ETC 車載器を新たに設置した人及び事業所に対して経費の一部を助成します。

※対象車両は、「中型車」「大型車」「特大車」になります。

申請期間：平成31年4月1日～令和2年3月23日

申請場所：宮崎県北部広域行政事務組合を構成する市町村の高速道担当課等

申請書類：ひむか共和国HP に掲載（ダウンロード）

補助金額

- ①補助金の額は、車両1台あたり ETC 車載器の購入等に要した経費（消費税は除く。）の2分の1以内（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、車両1台あたりの上限額を、ETC1.0 の場合は5,000円、ETC2.0 の場合は15,000円とする。
- ②予算がなくなり次第、終了する。

補助対象者

次の条件を全て満たすことが必要です。

- ①宮崎県北部広域行政事務組合を組織する自治体に住民登録をしている個人又は事務所等を有する法人等
- ②ETC 車載器を設置する車両の自動車検査証の使用者として記載されている氏名又は名称と補助金の交付を受けようとするものの氏名又は名称が同一であること。ただし、法人等の場合は、補助対象となる車両を事務組合を組織する自治体内の事務所等において管理していること
- ③市町村税を滞納していない個人又は法人等
- ④平成31年4月1日から令和2年3月23日までに ETC 車載器を購入、取付け及びセットアップを行った個人又は法人等

【注意】対象とならないもの

- ①中古品の設置（過去に車載情報を登録されたもの）
- ②既に取り付けている ETC 車載器の新品への交換
- ③高速道路利用における車種区分で「軽自動車等」・「普通車」に分類されるものに設置した場合
- ④暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 第2条第2号若しくは第6号に該当する場合又は暴力団員と密接な関係にある者が設置した場合
- ⑤申請期間（平成31年4月1日から令和2年3月23日）外に購入及びセットアップしたもの。

お問合せ先：延岡市高速道対策課（☎0982-22-7045）